

# 島根県森林資源デジタル管理推進対策事業実施要領

令和2年4月16日 森第69号

## 第1 趣 旨

この要領は、島根県森林資源デジタル管理推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業の内容

### 1 レーザ計測情報整備

高精度な森林資源情報の把握等を目的とした、レーザ計測や森林情報の解析に対して支援を行う。

### 2 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網設計を支援するソフトウェアの導入に対し支援を行う。

### 3 3次元設計ソフト整備

林道整備等における業務の効率化・省力化に向けた ICT 活用工事の推進を目的とした、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアの導入に対し支援を行う。

### 4 ICT 生産管理ソフト等整備

林業における森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、ICT 生産管理を行うためのソフトウェア並びに林内測位・通信機器の導入及びソフトウェア・機器の技術カスタマイズや操作研修に対し支援を行う。

### 5 所有者情報等の精度向上

現地調査等により林地台帳の情報の精度を向上させる取組に対し、支援を行う。

## 第3 補助対象及び補助対象経費

補助対象は別紙1のとおりとする。

### 2 レーザ計測情報整備の補助対象経費

別紙1の1(1)のうち、①から④については、以下の(1)～(7)を対象経費とする。  
⑤については、以下の(8)を対象経費とする。

#### (1) 技術者給

事業を実施する上で必要となる技術を要する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業者負担を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

#### (2) 賃金

事業を実施する上で必要となるアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

#### (3) 旅費

事業を実施するために必要となる資料の収集、現地調査の実施に伴う旅行に必要な経費とする。

#### (4) 需用費

事業を実施するために必要となる消耗品費、燃料費、印刷製本費等の経費とする。

#### (5) 役務費

事業を実施するために必要となる通信運搬費等の経費とする。

(6) 委託料

事業を実施するために必要となる資料作成、測量・調査等の委託料とする。

(7) 使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となる機械器具、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。

(8) 備品・資機材購入費

スキャナ本体及びその付属品（消耗品、標準ソフト等）の導入に要する経費。ただし、UAV本体、解析・閲覧用のパソコン・タブレット、他社製の解析ソフト、研修費用等に要する経費を除く。

3 路網線形設計支援ソフト整備の補助対象経費

(1) 委託料

事業を実施するために必要となる資料作成、データの調整等の委託料とする。

(2) ソフトウェア購入費

ソフトウェアを導入するために必要な経費（ただし、パソコン、タブレット端末等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。）とする。

4 3次元設計ソフト整備の補助対象経費

上記3の(2)の経費とする。

5 ICT生産管理ソフト等整備

ICT生産管理ソフトの導入等に要する以下の経費のうち、導入初年度（導入日が属する、4月1日を始期とする会計年度をいう。）に支出する経費とする。

(1) 技術者給

2(1)に準じる。

(2) 賃金

2(2)に準じる。

(3) 謝金

事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費とする。謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。なお、事業実施主体に対する謝金支払いは補助対象外とする。

(4) 旅費

事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、検討会、指導、講師招へい、講師派遣、打合せ等の実施に必要な交通費とする。

(5) 講習費

事業を実施するために必要となる技術講習の受講に必要な経費とする。

(6) 需用費

2(4)に準じる。

(7) 役務費

2(5)に準じる。

(8) 委託料

事業を実施するために必要となるソフトウェア、林内測位・通信機器及びそれに付随する専用機材の導入に当たり、データ調整や地域の実情に応じたカスタマイズ等を実施するために必要となる委託料とする。

(9) 使用料及び賃借料

事業を実施するために必要となるソフトウェア、林内測位・通信機器及びそれに付随する専用機材の借上げに必要な経費（システム利用料等を含む。）とする。

(10) 備品・資機材購入費

事業を実施するために必要となるソフトウェア、機器及びそれに付随する専用機材の購入に必要な経費（ただし、パソコン、タブレット端末等汎用性のあるものを除く。）とする。

6 所有者情報等の精度向上

以下の経費及び上記2の（1）～（7）までに準じる経費とする。

備品・資機材購入費

事業を実施するために直接必要な備品・資機材（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。）を導入するために必要な経費とする。

第4 事業関係書類の整備

要綱第6条に定める実績報告書にあわせて、次に掲げる書類を提出させる場合がある。

- 1 事業実施状況写真
- 2 支出関係書類の写し

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める場合がある。

附則 この要領は、令和2年4月16日から施行する。

附則 この要領は、令和4年5月2日から施行する。

附則 この要領は、令和5年5月26日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月18日から施行する。

## 別紙 1

### 1 補助対象等

#### (1) レーザ計測情報整備

補助対象は以下のとおり。

##### ア 航空レーザ計測・解析

知事が事業実施主体として認める市町村が森林の現況や詳細な微地形把握を目的として行う、照射密度が1平方メートル当たり4点以上の航空レーザ測量及び当該測量成果に基づく森林情報（地形、樹種、樹高、立木本数、材積等をいう。以下本項において同じ。）の解析を補助対象とする。航空レーザ測量の実施に係る経費については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

補助の上限は、航空レーザ測量の実施面積に1ヘクタール当たり5千円を乗じた金額とする。

##### イ 既存航空レーザ測量成果を活用した資源解析

知事が事業実施主体として認める市町村が森林の現況や詳細な微地形把握を目的として行う、照射密度が1平方メートル当たり4点以上の既存の航空レーザ測量成果に基づく森林情報の解析を補助対象とする。

補助の上限は、解析面積に1ヘクタール当たり2千2百円を乗じた金額とする。

##### ウ ドローンレーザ計測・解析

「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き」（平成30年3月林野庁）（以下「手引き」という。）で手法が示されているUAV（無人航空機をいい、その機構（翼の数、回転・固定等）は問わない。以下同じ。）を用いて、知事が事業実施主体として認める市町村が行うレーザ測量及び当該測量成果に基づく森林情報の解析を補助対象とする。

照射密度が1平方メートル当たり4点以上の航空レーザ測量のデータを確保できる区域において、県が先進性、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対し補助するものとし、補助の上限は、測量の実施面積に1ヘクタール当たり25万円を乗じた金額とする。

##### エ 地上レーザ計測・解析

手引きで手法が示されている地上レーザスキャナを用いて行うレーザ測量及び当該測量成果に基づく森林情報の解析を補助対象とする。

照射密度が1平方メートル当たり4点以上の航空レーザ測量のデータを確保できる区域において、県が先進性、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対し補助するものとし、補助の上限は、測量の実施面積に1ヘクタール当たり20万円を乗じた金額とする。

##### オ ドローン・地上レーザ計測機器整備

手引きで手法が示されているUAV又は地上レーザスキャナを用いて、知事が事業実施主体として認める市町村が行うレーザ測量及び当該測量成果に基づく森林情報の解析を実施するためのスキャナ本体及びその付属品（消耗品、標準ソフト等）の導入を補助対象とし、補助の上限額は、事業費の2分の1とする。なお、UAV本体、解析・閲覧用のパソコン・タブレット、他社製の解析ソフト、研修費用等は補助の対象外とする。

また、事業実施主体は知事が事業実施主体として認める市町村のほか、林業経営体等のうち、導入機器を地域で広く運用・利活用を行う者又は林業支援サービスを営

む者とする。

事業実施主体は、機器導入の翌年度末までに、本機器を活用して森林の計測・解析を実施することを条件とする。

なお、事業実施主体となる市町村、林業経営体等については、機器導入後、他の市町村や林業経営体等へ普及を図っていく観点から、機器活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、県に報告することとし、県は、当該報告について県内の市町村、林業経営体等に対して、周知を行うこととする。

(2) 路網線形設計支援ソフト整備

県が、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対して補助するものし、上限は、1式当たり70万円とする。

事業実施主体は、路網線形設計支援ソフトを活用し、事業実施の翌年度末までに路網計画資料等の作成又は路網整備を実施することとする。

なお、林業経営体等については、路網線形設計支援ソフト導入後、他の林業経営体等への普及を図っていく観点から、ソフト活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、県に報告することとする。

(3) 3次元設計ソフト整備

レーザ測量等による3次元点群データを確保できる区域において、県が先進性、普及性等の観点から適切と認めた事業計画に対して補助するものとし、上限は、1式当たり135万円とする。

事業実施主体は、3次元設計ソフトを活用し、事業実施の翌年度末までに林道事業に係る計画資料等の作成、詳細設計又は施工を実施することとする。

なお、林業経営体等については、3次元設計ソフト導入後、他の林業経営体等への普及を図っていく観点から、ソフト活用に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、県に報告することとし、県は、当該報告を県内の林業経営体等に対して、周知を行うこととする。

(4) ICT生産管理ソフト等整備

以下のアからウまでを補助対象とし、事業費の1/2以内を補助するものとする。

ア ICT生産管理関連ソフトウェア

ICT生産管理推進対策に基づき作成された「ICT林業生産管理システム標準仕様書（アプリ編）」の基本仕様を原則として満たすaからcまでのソフトウェアの導入。ただし、ソフトウェアの開発に係る経費は除く。

a 施業提案ソフト

森林所有者に対する施業提案・同意取得を目的として、森林の現状（位置図、現況写真等）、施業内容・効果等の情報をまとめた伐採計画を作成可能なソフトウェア

b 木材検取ソフト

土場等における原木検知を目的として、スマートフォンやタブレット端末等を利用したデータ入力（タップ入力、音声入力、画像認識）により、原木の検知場所、品等、数量（材積、径級、本数等）の検知データを作成可能なソフトウェア

c 日報管理ソフト

現場作業員の業務管理を目的として、スマートフォンやタブレット端末等を利用

したデータ入力又はデータの自動取得により、出勤時刻、作業種類・時間等の勤怠・生産管理データを作成可能なソフトウェア

イ 林内測位・通信機器

上記アに係るソフトウェアと併せて導入し、データ連係に資する以下の機器の導入。

a 林内測位機器

森林内で位置情報データの取得が可能な GNSS 受信機等の測位機器

b 林内通信機器

森林内でデータの送受信等が可能な LPWA 等の無線通信機器

ウ 技術カスタマイズ・操作研修

上記アに係るソフトウェア又はイに係る機器の導入と併せて実施する以下の取組。

a 技術カスタマイズ

現地の状況に応じて、ソフトウェアの仕様変更、機器の調整を行う取組

b 操作研修

ソフトウェアや機器の操作を習熟するための講習会の開催又は研修会への参加

(5) 所有者情報等の精度向上

市町村が行う、林地台帳の精度を向上させる取組に対して、1/2 以内を補助するものとする。

2 レーザ計測情報整備の留意事項

(1) データ形式の標準化

1 (1)ア又はイによる森林情報の解析の実施に当たっては、「森林資源データ解析・管理標準仕様書」に基づく微地形図、樹種ポリゴン及び樹冠高 (DCHM) の整備を標準とする。

(2) 航空レーザ計測・解析データの提供・共有

当該事業実施主体である市町村は、事業完了後に遅滞なく県に対して航空レーザ測量成果及び森林情報の解析結果を提供するものとする。